

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成20年6月10日

京都市長職務代理者

京都市副市長 星川 茂一

1 許可年月日及び許可番号

平成19年12月5日 第3599号

平成20年4月21日 変第1647号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市山科区川田山田1番地の2, 5番地の2, 5番地の3, 5番地の4, 6番地の2 (一部), 6番地の9 (一部), 6番地の10, 6番地の16, 41番地及び45番地並びに市有地 (未登記)

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市南区西九条藤ノ木町97番地

太田建工株式会社

代表取締役 太田勝彦

(都市計画局都市景観部開発指導課)